

久喜市議会  
令和3年2月定例会議案

## 議 案 目 録

議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度久喜市一般会計補正予算（第 9 号））	1
議案第 2 号	令和 2 年度久喜市一般会計補正予算（第 10 号）について	3
議案第 3 号	令和 2 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	4
議案第 4 号	令和 2 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について	5
議案第 5 号	令和 2 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	6
議案第 6 号	令和 2 年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について	7
議案第 7 号	令和 2 年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）について	8
議案第 8 号	令和 2 年度久喜市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について	9
議案第 9 号	令和 3 年度久喜市一般会計予算について	10
議案第 10 号	令和 3 年度久喜市国民健康保険特別会計予算について	11
議案第 11 号	令和 3 年度久喜市介護保険特別会計予算について	12
議案第 12 号	令和 3 年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算について	13
議案第 13 号	令和 3 年度久喜市土地区画整理事業特別会計予算について	14
議案第 14 号	令和 3 年度久喜市水道事業会計予算について	15
議案第 15 号	令和 3 年度久喜市下水道事業会計予算について	16
議案第 16 号	久喜市 P F I 等審査委員会条例	17
議案第 17 号	久喜市新総合複合施設整備検討委員会条例	19
議案第 18 号	久喜市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	21
議案第 19 号	久喜市手数料条例の一部を改正する条例	22

議案第 20 号	久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	27
議案第 21 号	久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	29
議案第 22 号	久喜市介護保険条例の一部を改正する条例	30
議案第 23 号	久喜市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	33
議案第 24 号	久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例	34
議案第 25 号	久喜市空家等の適切な管理に関する条例	35
議案第 26 号	久喜市立学校設置条例の一部を改正する条例	38
議案第 27 号	久喜市東鷲宮土地区画整理事業地内の整備及び管理基金条例及び久喜市東鷲宮駅東西連絡地下道バリアフリー化整備基金条例を廃止する条例	39
議案第 28 号	財産の取得について（久喜市立小・中学校大型提示装置）	40
議案第 29 号	損害賠償の額の決定及び和解について	41
議案第 30 号	久喜市総合振興計画の変更について	42
議案第 31 号	路線の認定について	45
議案第 32 号	路線の廃止について	46
報告第 1 号	専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）	47
報告第 2 号	専決処分の報告について（住居番号の付番の誤りによる損害賠償の額を定めること）	49
報告第 3 号	専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）	51
報告第 4 号	専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）	53

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度久喜市一般会計補正予算（第 9 号））

令和2年度久喜市一般会計補正予算(第9号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 3 年 2 月 8 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年度久喜市一般会計補正予算(第9号)(別冊)

令和3年1月25日

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 2 号

令和 2 年度久喜市一般会計補正予算（第 10 号）について

令和2年度久喜市一般会計補正予算(第10号)を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 8 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 3 号

令和 2 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

令和2年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 8 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 4 号

令和 2 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について

令和2年度久喜市介護保険特別会計補正予算(第4号)を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 8 日提出

久喜市長 梅 田 修 一



議案第 5 号

令和 2 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

令和2年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 8 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第6号

令和2年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

令和2年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第7号

令和2年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について

令和2年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 8 号

令和 2 年度久喜市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

令和2年度久喜市下水道事業会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 8 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第9号

令和3年度久喜市一般会計予算について

令和3年度久喜市一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 10 号

令和 3 年度久喜市国民健康保険特別会計予算について

令和3年度久喜市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 8 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 1 1 号

令和 3 年度久喜市介護保険特別会計予算について

令和3年度久喜市介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 8 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 1 2 号

令和 3 年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算について

令和3年度久喜市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 8 日提出

久喜市長 梅 田 修 一



議案第 13 号

令和 3 年度久喜市土地区画整理事業特別会計予算について

令和3年度久喜市土地区画整理事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 8 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 14 号

令和 3 年度久喜市水道事業会計予算について

令和3年度久喜市水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 8 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 15 号

令和 3 年度久喜市下水道事業会計予算について

令和3年度久喜市下水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 3 年 2 月 8 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 議案第16号

### 久喜市PFI等審査委員会条例

(設置)

第1条 本市におけるPFI等に関し、競争性、公平性及び透明性を確保し、必要な事項を審査するため、PFI等の導入を検討する事業ごとに、久喜市PFI等審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において「PFI等」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)の規定による手続その他の公共施設等の整備等における民間の資金、経営能力、技術的支援等を活用する手法による手続をいう。

(所掌事項)

第3条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議又は審査をし、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) PFI法第5条第1項に規定する実施方針の策定に関する事項
- (2) PFI法第7条の規定による特定事業の選定に関する事項
- (3) PFI法第8条第1項の規定による民間事業者の選定に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、PFI等に関し必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、委員7人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、その者の委嘱又は任命に係る第3条各号に掲げる事項に関する審議又は審査が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によってこれを定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けた

ときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第9条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、審査事項に関して利害関係を有する場合は、その議事に加わることができない。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、P F I 等による事業を所管する所属所において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 提案理由

公共施設の整備に係るP F I等の手法導入に関し、実施方針や事業者の選定等の必要事項を審議するため、久喜市P F I等審査委員会を設置したいので、この案を提出するものであります。

議案第17号

久喜市新総合複合施設整備検討委員会条例

(設置)

第1条 新総合複合施設の整備に関する事項について調査審議するため、久喜市新総合複合施設整備検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、市長の諮問に応じ、新総合複合施設の基本構想の策定その他新総合複合施設の整備に関して必要な調査及び審議を行い、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員12人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 市内各種団体を代表する者
- (3) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 検討委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の検討委員会の会議は、市長が招集する。

2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めること

ができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、財政部アセットマネジメント推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

新たな総合複合施設を整備するにあたり、市民や有識者等からの意見を広く取り入れるため、久喜市新総合複合施設整備検討委員会を設置したいので、この案を提出するものであります。

議案第18号

久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年久喜市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表行政評価委員会の項の次に次のように加える。

P F I 等 審 査 委 員 会	委 員	日 額 10,000円
-------------------	-----	-------------

同表公共施設個別施設計画検討委員会の項の次に次のように加える。

新総合複合施設整備検討委員会	委 員	日 額 6,000円
----------------	-----	------------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

非常勤特別職の報酬の新規制定を行いたいので、この案を提出するものであります。



## 議案第19号

### 久喜市手数料条例の一部を改正する条例

久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「視覚」を「身体」に、「盲導犬(道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第8条第2項)」を「身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項)」に、「盲導犬」を「身体障害者補助犬」に改め、「若しくは第12項又は別表第2第15項」を削り、「第28項」を「第14項」に改め、同項第4号中「第84項」を「第87項」に改める。

別表第1第15項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別表第2第75項金額の欄ア(ウ) a 中「bからfまで」を「bからgまで」に改め、同欄ア(ウ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄ア(ウ)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄ア(ウ) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの  
の 19,000円

別表第2第75項金額の欄イ(ウ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄イ(ウ)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄イ(ウ) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの  
の 145,000円

別表第2第75項金額の欄イ(エ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄イ(エ)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄イ(エ) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの  
の 317,000円

別表第2第75項金額の欄イ(オ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄イ(オ)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄イ(オ) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの  
の 118,000円

別表第2第77項金額の欄ア(ウ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄ア(ウ)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄ア(ウ) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの  
の 9,500円

別表第2第77項金額の欄イ(ウ) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄イ(ウ)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄イ(ウ) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの  
の 72,500円

別表第2第77項金額の欄イ(エ) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄イ(エ)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄イ(エ) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの  
の 158,500円

別表第2第77項金額の欄イ(オ) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄イ(オ)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄イ(オ) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの  
の 59,000円

別表第2第80項金額の欄ア中「第29条第3項」を「第34条第3項」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同欄ア(ア) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄ア(ア)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄ア(ア) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
19,000円

別表第2第80項金額の欄ア(イ) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄ア(イ)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄ア(イ) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
9,500円

別表第2第80項金額の欄イ(ア) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄イ(ア)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄イ(ア) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
334,000円

別表第2第80項金額の欄イ(イ) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄イ(イ)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄

イ(イ) a の次に次のように加える。

- b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
130,000円

別表第2第80項金額の欄ウ(ア) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄ウ(ア)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄ウ(ア) a の次に次のように加える。

- b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
167,000円

別表第2第80項金額の欄ウ(イ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄ウ(イ)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄ウ(イ) a の次に次のように加える。

- b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
65,000円

別表第2第81項事務の種別の欄中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同項金額の欄ア中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同欄ア(ウ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄ア(ウ)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄ア(ウ) a の次に次のように加える。

- b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
19,000円

別表第2第81項金額の欄ウ(ア) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄ウ(ア)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄ウ(ア) a の次に次のように加える。

- b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
334,000円

別表第2第81項金額の欄エ(ア) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄エ(ア)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄エ(ア) a の次に次のように加える。

- b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
130,000円

別表第2第82項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改める。

別表第2第83項事務の種別の欄中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同項金額の欄ア中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同欄ア(ウ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄ア(ウ)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄ア(ウ) a の次に次のように加える。

- b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

9,500円

別表第2第83項金額の欄ウ(ア) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄ウ(ア)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄ウ(ア) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
167,000円

別表第2第83項金額の欄エ(ア) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄エ(ア)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄エ(ア) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
65,000円

別表第2第84項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改める。

別表第2第85項事務の種別の欄中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同項金額の欄ア(ウ) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄ア(ウ)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄ア(ウ) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
19,000円

別表第2第85項金額の欄エ(ア) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄エ(ア)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄エ(ア) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
334,000円

別表第2第85項金額の欄オ(ア) b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄オ(ア)中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄オ(ア) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
130,000円

別表第2第86項金額の欄ア中「第29条第3項」を「第34条第3項」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同欄ア b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄ア中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄ア a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
9,500円

別表第2第86項金額の欄イ b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」

に改め、同欄イ中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄イ a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
167,000円

別表第2第86項金額の欄ウ b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同欄ウ中 f を g とし、b から e までを c から f までとし、同欄ウ a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの  
65,000円

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2第75項、第77項及び第80項から第86項までの改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の久喜市手数料条例別表第2第75項、第77項、第80項、第81項、第83項、第85項及び第86項の規定は、令和3年4月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

狂犬病予防法関連手数料の免除となる対象を拡大し、及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第20号

### 久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例(平成22年久喜市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第20条中「58万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第1号中「33万円」を「43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同号ア中「世帯」を「世帯主」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改める。

附則第5項中「所得税法(昭和40年法律第33号)」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「法」を「法」に、「とする。))」を「とする。))及び山林所得金額」と、「110万」とあるのは「125万円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の久喜市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得基準について、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第21号

### 久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例(平成22年久喜市条例第139号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「被扶養者」の次に「(以下「被保険者等」という。)」を加える。

第7条第1項中「第4条第1項」を「第4条」に改める。

第8条中「被保険者証、組合員証又は加入者証の提出とともに」を「医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けるとともに、」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。



## 議案第22号

### 久喜市介護保険条例の一部を改正する条例

久喜市介護保険条例(平成22年久喜市条例第144号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「28,800円」を「30,900円」に改め、同項第2号中「37,400円」を「40,200円」に改め、同項第3号中「40,300円」を「43,300円」に改め、同項第4号中「47,800円」を「49,500円」に改め、同項第5号中「57,600円」を「61,900円」に改め、同項第6号中「63,300円」を「71,200円」に改め、同号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額」を「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))によるものとし、令第22条の2第1項に規定する租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から同条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」に改め、同号イ中「又は第9号イ」を「、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第7号中「72,000円」を「83,600円」に改め、同号イ中「又は第9号イ」を「、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第8号中「86,400円」を「95,900円」に改め、同号ア中「400万円」を「300万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第9号中「102,500円」を「105,200円」に改め、同号ア中「600万円」を「400万円」に改め、同号イ中「((1)に係る部分を除く。))」の次に「、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」を加え、同項第10号中「106,600円」を「154,800円」に改め、同号を同項第15号とし、同項の前に次の5号を加える。

- (10) 次のいずれかに該当する者 111,400円
- ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
  - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)
- (11) 次のいずれかに該当する者 117,600円
- ア 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
  - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)
- (12) 次のいずれかに該当する者 123,800円
- ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
  - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。)
- (13) 次のいずれかに該当する者 130,000円
- ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
  - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)
- (14) 次のいずれかに該当する者 142,400円
- ア 合計所得金額が1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
  - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)
- 第4条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「17,200円」を「18,500円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「17,200円」を「18,500円」に、「23,000

円」を「24,700円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「17,200円」を「18,500円」に、「37,400円」を「40,200円」に改める。

附則第3項中「租税特別措置法」の次に「(昭和32年法律第26号)」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

介護保険法第129条に規定する介護保険料の改定及び介護保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第23号

### 久喜市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

久喜市子ども医療費支給に関する条例(平成22年久喜市条例第127号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「加入者であった者を含む。）」の次に「(以下「被保険者等」という。）」を加え、「国民健康保険法又は社会保険各法」を「国民健康保険法又は社会保険各法(以下「医療保険各法」という。）」に改める。

第6条第3項中「被保険者証、組合員証又は加入者証及び」を「おいて医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けるとともに、」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第24号

久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例(平成22年久喜市条例第205号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(法第34条第11号に該当して行う開発行為によって配置する道路の幅員)

第3条の2 法第34条第11号に該当して行う開発行為によって開発区域内に新たに配置する道路の幅員(都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「令」という。)第25条第2号に定める小区間で通行上支障がない場合に限る。)は、法第33条第3項及び令第29条の2第1項第2号の規定により、5メートル以上とする。第5条第1項ただし書中「都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「令」という。)」を「令」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

### 提案理由

埼玉県における都市計画法に基づく開発許可制度の解説の改訂に伴い、開発区域内に新たに整備する道路に関する基準を定める必要が生じ、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

## 議案第25号

### 久喜市空家等の適切な管理に関する条例

久喜市空き家等の適正管理に関する条例(平成25年久喜市条例第15号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等の対策に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び防犯のまちづくりの推進を図り、もって市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「空家等」とは、法第2条第1項に規定する空家等であって、本市の区域に所在するものをいう。

2 この条例において「特定空家等」とは、法第2条第2項に規定する特定空家等であって、本市の区域に所在するものをいう。

3 この条例において「管理不全空家等」とは、適切に管理されていない空家等であって、本市の区域に所在するもののうち、規則で定めるものをいう。

4 この条例において「所有者等」とは、空家等を所有し、又は管理する者をいう。

5 この条例において「市民」とは、市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、特定空家等又は管理不全空家等にならないよう空家等を適切に管理しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、法第6条第1項に定める空家等対策計画を策定し、これに基づく空家等に関する対策を実施するとともに、必要な措置を適切に講ずるものとする。

(情報提供)

第5条 市民は、管理不全空家等があると認めるときは、速やかに市にその情報を提供するよう努めるものとする。

(助言又は指導)

第6条 市長は、管理不全空家等(特定空家等を除き、管理不全空家等になるおそれがあるものを含む。以下この条及び次条において同じ。)の所有者等に対し、修繕、立木の剪定、雑草の除去、防犯上の措置その他周辺的生活環境の保全のために必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

(勧告)

第7条 市長は、前条の指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該指導を受けた者に対し、期限を定めて、当該指導に係る措置を講ずるよう勧告をすることができる。

(緊急安全措置)

第8条 市長は、管理不全空家等又は特定空家等(以下この条及び次条において「措置対象空家」という。)に起因して、地域住民の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼすおそれがあり、かつ、第6条の助言若しくは指導若しくは前条の規定による勧告又は法第14条第1項の助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告若しくは同条第3項の規定による命令により所有者等に当該危害を避けるための措置を行わせる時間的余裕がなく緊急に当該措置を行う必要があると認める場合に限り、当該危害を避けるための必要最小限の措置として規則で定めるもの(以下「緊急安全措置」という。)を講ずることができる。

2 市長は、緊急安全措置を講じようとするときは、当該措置対象空家の所有者等の同意を得なければならない。ただし、当該措置対象空家の所有者等を確知することができないとき、当該措置対象空家の所有者等の所在が判明しないときその他やむを得ない事由により当該措置対象空家の所有者等の同意が得られないときは、この限りでない。

3 市長は、緊急安全措置を講じたときは、その内容を当該措置対象空家の所有者等に通知しなければならない。ただし、当該措置対象空家の所有者等を確知することができないとき又は当該措置対象空家の所有者等の所在が判明しないときは、当該通知の内容を公示しなければならない。

4 市長は、緊急安全措置に係る費用を支出したときは、当該措置対象空家の所有者等にその費用を請求することができる。

(立入調査)

第9条 市長は、前条第1項の規定の施行に必要な限度において、職員又は委任した者に措置対象空家に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(職務権限を示す証明書の携帯等)

第10条 緊急安全措置又は前条第1項の規定による立入調査をする職員又は委任を受けた者は、その職務権限を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(協力の要請)

第11条 市長は、空家等の適切な管理のために必要があると認めるときは、関係機関に対し、必要な協力を求めることができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の久喜市空き家等の適正管理に関する条例第4条の規定によりされた助言、同条例第7条第1項の規定によりされた指導又は同条例第7条第2項の規定によりされた勧告は、それぞれこの条例の相当規定によりされた助言、指導又は勧告とみなす。

3 この条例の施行前にこの条例による改正前の久喜市空き家等の適正管理に関する条例第8条の規定によりされた命令又は同条例第9条第1項の規定によりされた公表については、なお従前の例による。

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

空家等対策を推進するため、空家等の適切な管理に関する事項について見直しを行うとともに、緊急安全措置を実施したいので、この案を提出するものであります。



議案第26号

久喜市立学校設置条例の一部を改正する条例

久喜市立学校設置条例(平成22年久喜市条例第86号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

久喜市立菖蒲中学校	久喜市菖蒲町上大崎860番地
久喜市立菖蒲南中学校	久喜市菖蒲町小林110番地

」

を

「

久喜市立菖蒲中学校	久喜市菖蒲町上大崎860番地
-----------	----------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市立菖蒲中学校と久喜市立菖蒲南中学校を統合し、新たに久喜市立菖蒲中学校を設置したいので、この案を提出するものであります。

議案第 27 号

久喜市東鷲宮土地区画整理事業地内の整備及び管理基金条例及び久喜市東鷲宮駅東西連絡地下道バリアフリー化整備基金条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 久喜市東鷲宮土地区画整理事業地内の整備及び管理基金条例（平成22年久喜市条例第83号）
- (2) 久喜市東鷲宮駅東西連絡地下道バリアフリー化整備基金条例（平成25年久喜市条例第7号）

附 則

この条例は、令和3年3月31日から施行する。

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市東鷲宮土地区画整理事業地内の整備及び管理基金条例及び久喜市東鷲宮駅東西連絡地下道バリアフリー化整備基金条例を廃止したいので、この案を提出するものであります。

## 議案第28号

### 財産の取得について（久喜市立小・中学校大型提示装置）

次のとおり財産を取得することについて、議決を求める。

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 財産の種類  | 久喜市立小・中学校大型提示装置   |
| 2 | 数      | 416台  |
| 3 | 取得金額   | 293,590,000円  |
| 4 | 契約の相手方 | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目45番地1<br>リコージャパン株式会社 販売事業本部<br>埼玉支社公共文教営業部<br>部長 高田利行 |

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅田修一

#### 提案理由

久喜市立小・中学校大型提示装置を取得したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものであります。

## 議案第29号

### 損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり損害賠償の額の決定及び和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

#### 1 本件の概要

市は、住民基本台帳事務における支援措置申出者である相手方の氏名と住所が記載されている納税通知書を、その配偶者が事業主である事業所に送付したことにより、相手方の住所が配偶者に知られ、相手方に転居せざるを得ない損害を与えた。

#### 2 和解の相手方

住民基本台帳事務における支援措置申出者

#### 3 和解の内容

- (1) 市は、相手方に対し、損害賠償金557,700円を支払う。
- (2) 市と相手方は、本件に関し、前号に定めるほか、一切の債権債務のないこと、及び今後本件に関し、異議の申立て、損害賠償の請求等を一切しないことを確認する。

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

#### 提案理由

住民基本台帳事務における支援措置申出者の住所が記載された納税通知書を送付したことについて、損害賠償の額を決定し和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、この案を提出するものであります。

議案第30号

久喜市総合振興計画の変更について

久喜市総合振興計画の一部を次のとおり変更することについて、議決を求める。

頁 等	変 更 後	変 更 前
27頁中 土地利用構想図	別紙1参照	別紙2参照

令和3年2月8日提出

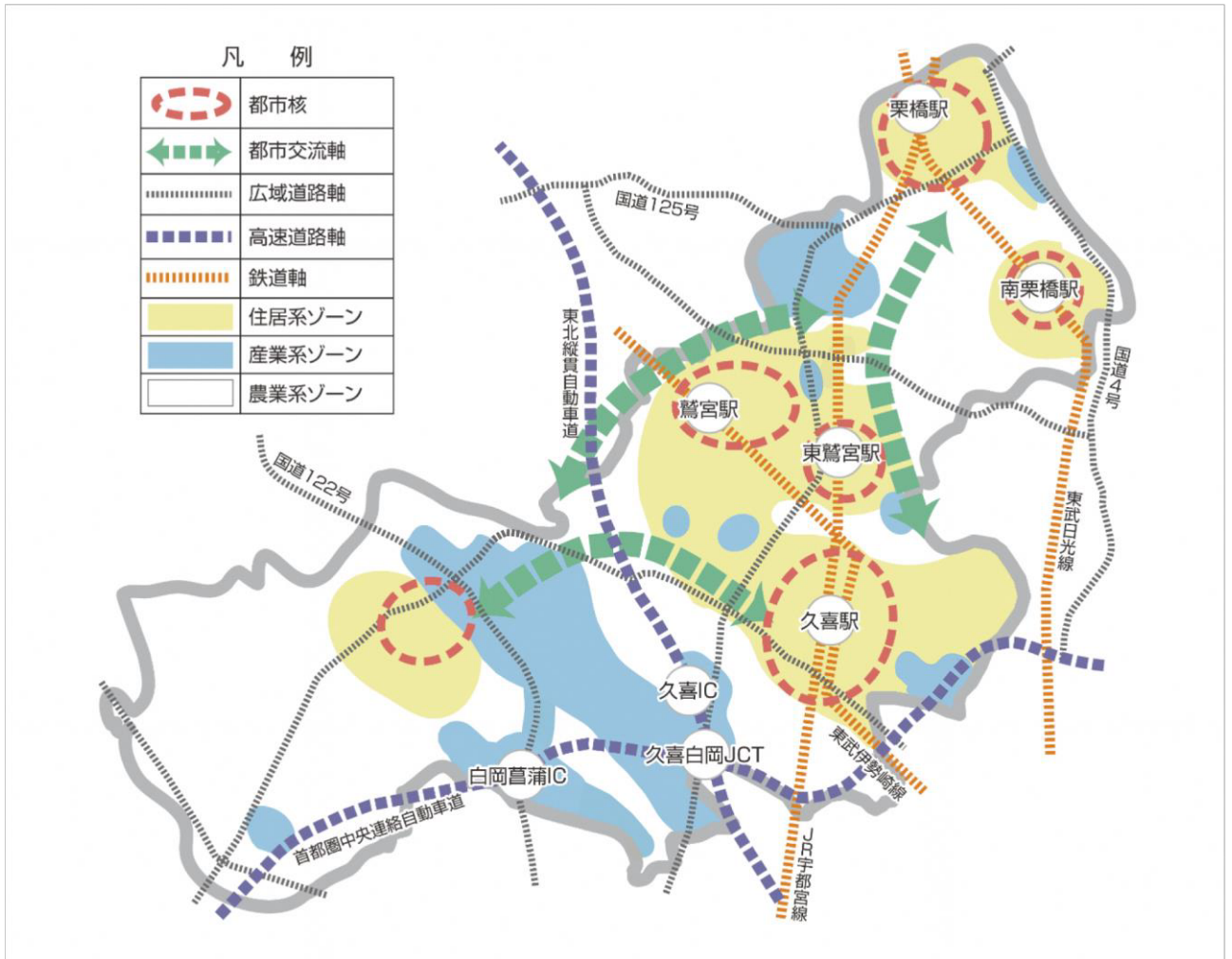
久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

本市の新たな土地利用を推進するため、久喜市総合振興計画の一部を変更したいので、久喜市議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号の規定により、この案を提出するものであります。

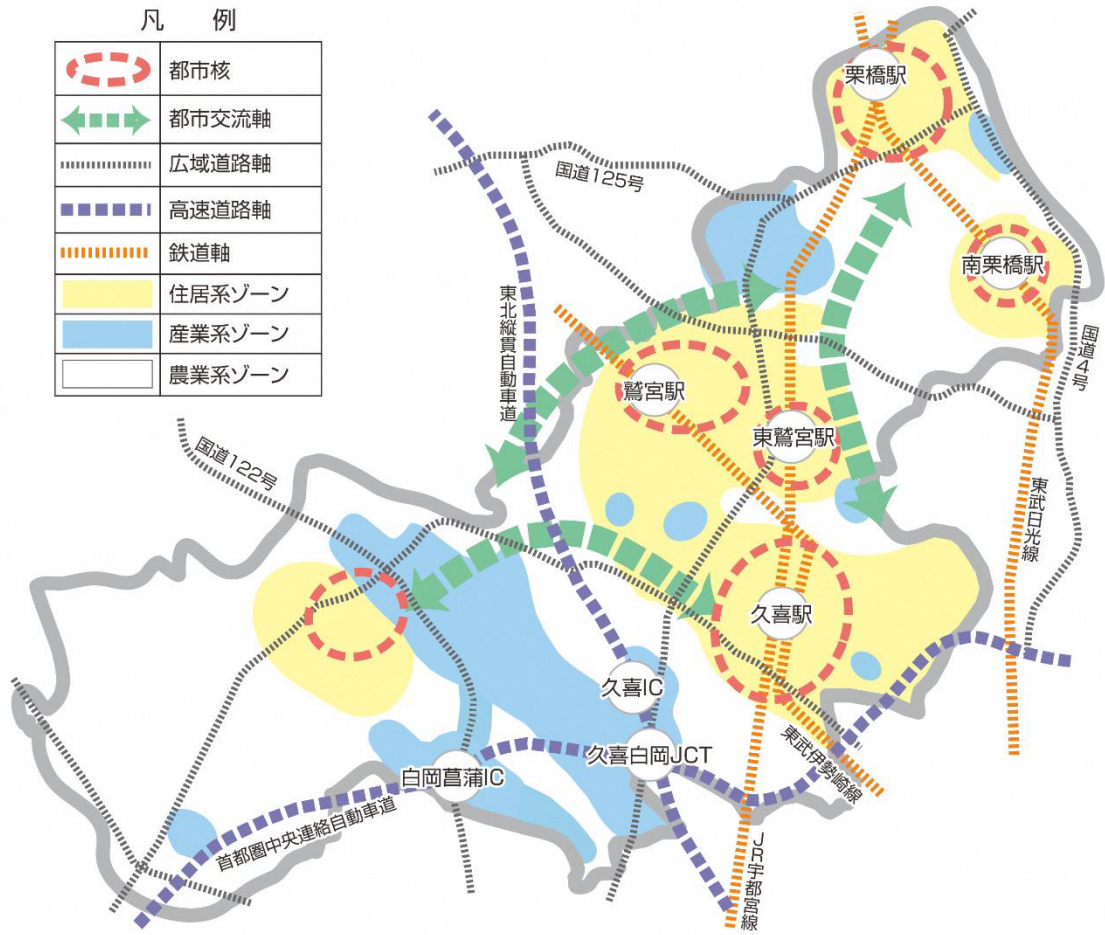
変更後

(2) 土地利用構想図



変更前

(2) 土地利用構想図



議案第 3 1 号

路線の認定について

次のとおり市道路線を認定することについて、議決を求める。

路 線 名	起 点	終 点	主要な 経過地
久喜9451号線	久喜市久喜東六丁目	久喜市久喜東六丁目	
栗橋265号線	久喜市松永	久喜市松永	
栗橋743号線	久喜市高柳	久喜市高柳	
鷺宮1577号線	久喜市鷺宮	久喜市鷺宮	
鷺宮1578号線	久喜市西大輪	久喜市西大輪	
鷺宮1579号線	久喜市西大輪	久喜市西大輪	
鷺宮1580号線	久喜市西大輪	久喜市西大輪	

令和 3 年 2 月 8 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものであります。



## 議案第32号

### 路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止することについて、議決を求める。

路線名	起 点	終 点	主要な 経過地
久喜6109号線	久喜市江面	久喜市江面	
久喜6170号線	久喜市北青柳	久喜市北青柳	
菖蒲1528号線	久喜市菖蒲町台	久喜市菖蒲町台	
菖蒲1531号線	久喜市菖蒲町台	久喜市菖蒲町台	

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

### 提案理由

市道としての機能が失われるため廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

報告第1号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 419,793 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○  
○ ○ ○ ○

### 3 事故の概要

令和2年11月24日午前9時30分頃、久喜市西大輪地内のコスモスふれあいロードにおいて、職員が乗用型トラクターで耕運作業をしていたところ、車両の前方部分が隣接する住宅のフェンスと接触し破損させた。

令和2年12月27日

久喜市長 梅 田 修 一

※ 個人情報に配慮し、内容の一部を加工しております。

## 報告第2号

専決処分の報告について（住居番号の付番の誤りによる損害賠償の額を定めること）

住居番号の付番の誤りによる損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 専 決 処 分 書

次のとおり住居番号の付番の誤りによる損害賠償の額を定めることについて、  
地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 33,600 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○  
○ ○ ○ ○

### 3 事案の概要

住居表示地区における「建物その他工作物新築届」を受理した際、当該建築物に誤った住居番号を付番したことにより、誤った住所で土地建物の登記が行われたため、相手方が登記の更正を実施した。

令和3年1月6日

久喜市長 梅 田 修 一

※ 個人情報に配慮し、内容の一部を加工しております。

報告第3号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

## 専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 160,914 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○  
○ ○ ○ ○

### 3 事故の概要

令和2年12月8日午前11時頃、久喜市吉羽一丁目地内の吉羽公園駐車場において、職員が公用車を運転中に、同駐車場内に停車していた乗用車に接触し、車体の一部を破損させた。

令和3年1月6日

久喜市長 梅 田 修 一

※ 個人情報に配慮し、内容の一部を加工しております。

報告第4号

専決処分の報告について（器物破損事故による損害賠償の額を定めること）

器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一



## 専 決 処 分 書

次のとおり器物破損事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 83,455 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○  
○ ○ ○ ○

### 3 事故の概要

令和2年12月11日午後2時20分頃、久喜市清久町地内の清久町6号緑地において、職員が乗用刈払機で除草作業をしていたところ、石が飛び、○○○○の窓ガラスを破損させた。

令和3年1月6日

久喜市長 梅 田 修 一

※ 個人情報に配慮し、内容の一部を加工しております。